

令和6年度第3回廿日市市保健福祉審議会 児童福祉専門部会 会議録（要旨）

◎概要

開催日時	令和6年11月5日（火）18：30～20：00
開催場所	山崎本社みんなのあいプラザ 2階 健康指導室
出席委員	西川部会長、山村副部会長、川本委員、大賀委員、眞部委員、松浦委員、宮武委員、空田委員、田畑委員、樋口委員、井場委員、奥田委員、平野委員
欠席委員	満井委員
会議内容	1. 開会 2. 子育て担当部長挨拶 3. 議事 （1）第3期廿日市市子ども・子育て支援事業計画の素案について 4. 閉会
配付資料	・ 第3回廿日市市保健福祉審議会児童福祉専門部会次第 ・ 資料1 第3期廿日市市子ども・子育て支援事業計画 素案

◎会議内容（要旨）

1. 開会

2. 子育て担当部長挨拶

3. 議事

（1）第3期廿日市子ども・子育て支援事業計画の素案について

事務局	（説明）
委員	27ページに「支援制度により新規確保につながった保育士等の数」の令和11年度目標が30人となっているが、頑張って30人なのか、30人なら確保できそうなのか、厳しいけど30人を目標としたいのか。レベル感を確認したい。だれでも通園制度などは人材がいなくてできないので、人材をどう確保するのかはシビアな問題である。人材さえいればできることは多くある。
委員	人材確保について関連して伺う。宮武委員の質問と関連し、26ページに現状と今後の方向性が書かれているが、具体的に伺いたい。また、重点施策1に本市独自の補助制度の導入とあるが、私立に対しての補助はどうなるのかを伺いたい。
委員	30人という数字は何を根拠にしているのか伺いたい。だれでも通園制度や配置基準の見直しによる必要人数が30人ということか。人材不足はどこも同じであるので、独自の補助制度をやるのであれば、公立保育園だけを視野に入れるのではなく、児童発達支援センターや幼稚園、私立保育園の保育士の確保についても考えていただきたい。民間を置いてけぼりにしないでほしいことを前回の会議でも伝えているが、どのように考えているのか確認したい。
委員	保育士の人材確保の中でノンコンタクトタイムの導入とあるが、保育園でも少しずつ頑張っているが、なかなかできていない現状である。ノンコンタクトタイムをどの程度の時間で考えているのか。例えば、私の園では担任を持っている職員は13人いるが、1週間で1時間が限界である。1日1時間、ノンコンタクトタイムを設けようとするとう人材を多く配置しないとできない。どのように考えているのかを伺いたい。
こども課	保育士確保の30人についてである。全園でだれでも通園制度を行ったり、配置基準の見直しなどの理由で新たな保育士が60人必要と試算している。例えば、だれでも通園制度は一時保育を実施している保育園でまずはスタートしたいと考えており、全園で行うわけではないため、そういった人数を調整し30人と設定した。 独自の補助制度というのは民間保育園が対象となる。令和2年度から3年間実施した「がんばる保育士応援金」という1年間勤めていただいたフルタイムの保育士に10万円を支給するということを行ったが、それに準ずる形で、今度は保育士だけではなく、現場で働く調理員さんや

	事務員さんなどへも広げることを検討している。 ノンコンタクトタイムについては、公立保育園で試験的に導入を行っている園もあるが、具体的に何時間、1週間に何回とるかなどは決まっていないのが実情である。
部会長	ノンコンタクトタイムを計画書に入れてほしいと私が事務局に伝えた。現状からいうと導入は厳しいと考えている。しかし、導入されているかどうかで離職率が違ってくるというデータが出ている。無理だから辞めるのではなく、できるように方向づけしたい。計画書に掲載していれば、予算も取りやすくなるので掲載したいというのが現状である。目標は毎日1時間取れたらと考えている。1日1時間取るためには人件費が必要になる。これまでは頑張っている先生に処遇改善として加算される予算はあったが、この場合、ずっと頑張らなければいけない。保育士の業務は保育以外にも文書、打合せ、研修に関するものなど多くある状況である。安心して働き続けるために、その時間なども確保していく必要がある。福山市にノンコンタクトタイムを導入していることで有名な園が2つあり、導入できているところもある。予算を取っていくには人口や税収を増やさないといけない。そのためには、少子化をどうにかしなければいけない。合計特殊出生率が1.5まで上がった年に出生した子どもが小学校にあがり留守家庭児童会に入会する年齢になってきているが、その時に、受け皿がないから他の自治体に引っ越そうかとならず、廿日市市で働き続けていただくためには、留守家庭児童会を手厚くしないといけない。女性の就労が増えてきているので、父親も子育てをしていくようにしないといけない。全てはつながっている。増えた税収でノンコンタクトタイムとして人材を増やすことに使っていただきたいという提案である。計画書に書いていないと予算も取れないため、追記していただきたい。5年前に第2期計画の取組について検討している時も保育のICTについて、あまり導入されていなかったが、計画書に入れ、実際、進んだ。
委員	先日、会計年度の保育士から相談があり、担任の保育士が翌日休みだと、無事に1日を過ごせるか不安で夜も眠れないと言って来られた。1日中ずっとこどもと向き合うことが心の負担になっていると言われていた。職員のその気持ちに気づけなかったことに反省した。ノンコンタクトタイムが1日1時間でもあると心が落ち着いたり、違うことを考えながら仕事ができるという面もあり、すごく良い取組だと思っており、私も実現させたい取組だと考えている。
委員	29ページの数値目標の「幼保小や地域と連携した避難訓練の実施設数」の令和11年度の目標が20施設となっているが、数値目標に向けての具体的な取組が何も書かれていない。例えば、取り組まれている6施設の具体的な例があればよいと思う。先日も警戒レベル4まででた。当園は大規模な園ではないため、地域の方や地域の小学校、大規模な保育園と一緒に訓練を行う必要があると感じているが、どこにどう相

	談すればいいのか、どのように進めていけばいいのか方法が分からない。こういうことを廿日市として取り組んでいることを示せば、安心して暮らせる地域になると考えている。災害に対して敏感になっている時代であり、この部分は具体的に示していただきたい。
こども課	具体的な取組に関する表現を追記する。現場の方からも取っかかりの部分が分からないといった意見があった。実際に行われている6施設の例も示していく。例えば、原小学校区は保育園と小学校が隣り合った位置にあり、連携がとりやすいという地理的關係もあるが、保育園と小学校で一緒に近くの市民センターへ避難している。そのような例も示していく。困った時はこども課に相談していただき、学校や地域に繋げていく流れを示していく。
部会長	空田委員の小学校では防災に関してどのようなことをされているか。
委員	保育園とは連携できていないが、今年度、地域の消防署に職員向けの研修をしていただいた。水消火器を使用したり、1室に煙を焚いていただき、煙体験を行った。実際に体験し、下の方が逃げやすいといったことが実感として分かった。来年はこども向けに煙体験、水消火器体験を行おうと進めている。
部会長	学校教育課として把握している連携している例があるか。
学校教育課長	幼保小の連携は積極的に行っているが、避難訓練で幼保小が連携した例は把握していない。地域と連携した避難訓練は行っているところがあり、例えば、津波から避難するという設定で地域と協働した避難訓練を実施している。
部会長	避難訓練実施の目標は20施設となっているが、廿日市市の保育園だけでも40あるため、本来は全ての施設で行わないといけないと思う。ここ5年の間にかなり高い確率で南海トラフ地震の危機がある中で、廿日市は地域と連携して取り組んでいるということは一つの魅力になると思うので、進めていってほしい。事例が増えていったときには、しっかり広報していただきたい。
委員	24ページの重点施策3の中に、「巡回支援の充実に向けた制度の構築」や「医療的ケア児を受け入れていくための体制の整備」とあるが、これの具体については、36ページの「基本方針4 配慮の必要なこどもの支援を拡充する」に書かれていると理解してよいのか。その場合、数値目標について、研修の実施回数は書かれているが、巡回支援の充実に向けた制度の構築や医療的ケア児の受入体制の整備に対する具体はどう理解をすれば良いのか。年度毎の予算の中に盛り込まれるのか。また、令和5年度と令和11年度の目標の記載があるが、最終的には令和6年度からの年度毎の目標が掲載されるのか、このまま令和5年度と令和11年度目標しか掲載しないのか伺いたい。 29ページのに老朽化に対応した計画的な改修整備とあるが、こういうものは計画を立てて具体的に〇〇保育園のここが危険だから直していくなど、改修計画は年次計画にあげやすいと思うが、そのあたりはど

	のように予算化していくのか。検証する我々はいつの時点で何をもって検証するのか伺いたい。
委員	36ページに現状と今後の方向性が書いてあるが、医療的ケア児の受け入れをするにあたり、施設的环境を整えることも大事であるが、看護師の配置も必要であり、看護師の確保をどうするのか。すぐに体制を整えられないのであれば、初年度はここまでやる、次年度は1園は確実に体制を整えるなど、具体的にしていかなないとすぐに強化は難しいと考えている。あわせて、合理的配慮の義務化は法律で変わったため、当然にしていくなが、医療的ケア児だけでなく、発達が気になる子どもに対して合理的配慮をどう申請を受け入れて、どうやるのか。36ページの主な取組の中に「合理的配慮の普及啓発」とあるが、啓発は義務化されているので必ず行わないといけないが、受け入れ側がどうできるのか。医療的ケア児についても川本委員の意見でもあったように総合支援では5年間の計画として具体性がないため、せめて1園でも2園でも体制がしっかり整っている園が廿日市市にはあると示せた方が良く考えている。37ページの状況把握の指標で令和5年度の医療的ケア児受入人数の記載があるが、本当にこれだけしかいないのか。自宅で面倒を看ている方がたくさんいて、言えない方が多いのではないかと考えている。見えていない人をどう把握し、廿日市市でできることをどのように発信していくのかを計画に盛り込んだ方が良く考えている。
こども課	重点施策3の具体については、36ページに掲載されているという理解で良い。具体性が弱いのではないかとということについては、各年度の予算の中で、具体的取組が表れてくると理解していただきたい。数値目標については、計画書では令和5年度の現状と令和11年度の目標のみ掲載するが、これまで行っているように、進捗管理として、各年度、どこまで到達し、次年度はどういったことに取り組みたいか説明をしていく。改修計画については、子ども・子育て支援事業計画の中では個別具体的に掲載することは考えておらず、別の計画で掲載や予算の中で現れると理解していただきたい。 医療的ケア児については、実際、公立の平良保育園で受け入れている実績がある。医療的ケア児だが入りたいと相談を受け、会計年度の看護師さんを雇用し、現在入所している状況である。この状況を踏まえ、計画にどのように書くのかは内部で検討する。 「合理的配慮の普及啓発」について、掲載した意図は、令和6年4月から民間企業に対しても合理的配慮の措置義務が始まったことを受け、民間企業への啓発が足りていないことを念頭に掲載している。 自宅で医療的ケアを看ている方に対する、具体的取組は持ち合わせていないが、アウトリーチのかたちで潜在的ニーズを掘み、より広く福祉サービスを提供する必要があるとは考えている。そのあたりは学び、計画に書けるよう考えていく。
部会長	36ページの外国人住民への支援についてである。外国籍の人をどう

	受け入れていくかが多くの市町村で議論になっている。取組が漠然とした表現となっているため、例えば、「はつかいち外国人相談センターによる子育て家庭への保育園入園へのサポート体制を整える」や「外国人労働者に関する相談等の広報、啓発活動の推進」などのように、具体的に書いていただきたい。それを紙ではなく、日本語が読めない外国人にも配慮し、オンライン、インターネットでも掲示していただきたい。
障害福祉課	医療的ケア児について補足である。小学校、中学校、留守家庭児童会におられる医療的ケア児以外にも、病院等から情報提供を受け、市で把握しており、退院後も吸引がいる等の理由でかなりの方が在宅でケアをされている。学齢期になると特別支援学校に行かれる方も多い。計画書に掲載している小中というのは、市立の小中学校のことであり、受入人数が少ないように見えるが、様々な方を把握しながら、どのような支援が必要か考えていきたい。
部会長	様々な課と連携しながら、第3期計画を作っていただきたい。 時間になったため、他に意見がある委員は、11月15日までに事務局に意見をメールしていただきたい。

4. 閉会